

全ト協発第656号（環・適）

令和8年3月30日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会
会長 寺岡 洋一
(公印省略)

**遠隔点呼機器の活用により、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の
運行管理者等以外の運行管理者等から対面で点呼を受ける場合の
特例について**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

表記につきまして、今般、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、別添のとおり遠隔点呼機器を活用した別営業所での対面点呼を可能とする特例通達が発出されました。

本通達は、長距離運行を行うトラック等の運転者が移動先の営業所等で点呼を受ける場合において、移動先の営業所に所属する運行管理者又は補助者から対面点呼を受けることができれば効率的運用が可能であるものの、現行規制においては、遠隔点呼を受けることは可能であるが、対面点呼を受けることは認められていない、といった状況を解消するものとなります。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知をお願い申し上げます。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 電話:03-3354-1045